

提 言 書

平成 2 8 年 1 0 月

三芳町公立保育所民営化検討委員会

はじめに

1 検討委員会設置の背景

三芳町では、町内の保育サービスの維持・向上を基本とし、公立保育所2か所の運営や民間保育施設の誘致などを行ってきた。また、社会情勢の変化や核家族化の進行により、地域のつながりが弱くなりつつある状況の中、子育て支援の必要性はますます高まっており、子育て支援施策には創意工夫が必要不可欠な状況である。

一方、町を取り巻く財政状況は厳しさを増しており、また、町職員数についても定員適正化計画による削減が求められる中、限られた予算及び人員の中で多様化する保育や子育て支援ニーズに対応していくためには、様々な方策を検討し、その方策が時代の変化に柔軟に対応できるものであればそれを取り入れていくことが必要となっている。

そのため、今後の町の保育と子育て支援のあり方、また、公立保育所を民営化とした場合の課題や方策について検討するため、三芳町公立保育所民営化検討委員会（以下「検討委員会」という。）が平成28年5月に設置された。

2 検討委員会の基本的な考え方

検討委員会の基本的な考え方として、以下の観点により議論を行うことを確認した。

- 子どものための最善の利益を最優先とする。
- 町内の保育の質の向上を基本とし、町の保育サービス、子育て支援サービスの中身のあり方について、どのような方策が必要かを主眼にする。
- 保育所のあり方等、町のサービス全体としてどういう枠組みにしていくのかを議論する。

3 検討の経過

第1回	平成28年	5月25日	町内の保育サービスの現状と課題 保育所のありかたについて
第2回	平成28年	7月5日	三芳町の現状と保育の展望
第3回	平成28年	8月9日	保育所の民営化について ・公立保育所に求められる機能、役割 ・町の子育て支援サービスのあり方について
第4回	平成28年	9月15日	保育所の民営化について 提言書 構成（案）について
第5回	平成28年	10月13日	提言書（案）とりまとめ

I 町の保育サービスの現状について

1 三芳町の保育需要と保育量について

平成27年3月に策定された三芳町子ども・子育て支援事業計画では、下の表のような保育（2号・3号認定）需要があると見込まれており、また、区画整理事業の進展等により今後も町内の保育需要については微増傾向にあることが予測される。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳児	46	48	53	54	57
1・2歳児	246	252	247	246	242
3～5歳児	327	333	327	323	335

※三芳町子ども・子育て支援事業計画 第6章より

平成28年4月現在、三芳町内の認可施設として、公立保育所が2か所、民間保育所が3か所、小規模保育事業者が3か所あり、総定員数は627名となっている。

なお、認可外保育施設として、事業所内保育所が5か所運営されている。

2 町の子育て支援サービスについて

町内の子育て支援サービスをみると、施設としては児童館3館、学童保育室7室、子育て支援センター3か所（公立1か所、民間2か所）、ファミリー・サポート・センター1か所が運営されている。

保育サービスでは、病児保育、病後児保育について町内での実施事業者はなく他市に委託をしている状況であり、休日保育、夜間保育を実施している認可施設はない。

II 公立保育所について

1 公立保育所の現状とこれを運営する町の課題

現在、公立保育所として第2保育所、第3保育所の2か所があり、平成28年4月現在の定員及び職員配置は、以下のとおりである。

保育所名	定員数	職員数	うち正規職員数
第2保育所	90名	29名	12名
第3保育所	140名	40名	18名

公立保育所を運営する町の課題は、人員面での課題及び財政面での課題として整理された。

人員面の課題として、保育士の正規職員が平成28年度から平成31年度までに定年により10名減となる一方、三芳町職員定員適正化計画上、正規職員を増員し保育サービスの維持・拡大を図ることは困難であることが挙げられる。その結果、公立保育所の運営に携わる保育士の正規職員数が減少するため、保育サービスの維持のためには、臨時的任用職員の増員により対応をする必要がある。

また、財政面の課題として、公立保育所の運営費に係る国庫負担について、これまでの支弁制度から普通交付税措置とされたことより普通交付税の不交付団体である当町の財政に与える影響が増大している。災害の発生等により緊急的な財源として活用するための財政調整基金残高を十分確保しなければならない財政状況のもと、経常的な経費の削減は喫緊の課題となっている。

2 公立保育所の果たす役割・機能について

公立保育所及び民間保育所は、国の保育指針に沿い、保育理念・保育方針等を定め、その範囲内で各施設がそれぞれの特色を出しつつ、保育サービスの提供という公的責任を果たすという役割を担っている。

それを前提とし、公立保育所の民営化を検討する前に、まず公立保育所が果たすべき役割があるか、また、求められる機能はどのようなものかについて議論した。

その結果、公立保育所の存在には意義があるとの意見が大半であり、公立保育所の役割・機能を、基本的なもの及び今後実施が望まれるプラスアルファとして求めるものとして次のとおり整理した。

【基本的な役割・機能】

- ・町内の保育を点ではなく面として捉え、各保育施設との情報共有や民間保育所からの相談対応などを行うことにより、町内保育施設の横のつながりを保つための中心となる役割
- ・保育に対するニーズを的確に把握するためのアンテナショップのような機能
- ・これらの役割・機能を果たすため、キャリアアップの仕組みづくりによる人材育成や計画的な人員確保により、全体の奉仕者として町全体の保育のあり方を考えながら保育を実施する保育士の養成を行うこと。

【プラスアルファとして求める役割・機能】

- ・病児保育、病後児保育、休日保育等、需要にばらつきのある又は需要が少ない保育（民間にとっては不採算部分となる可能性がある保育）を担う。
- ・施設として、また、個人としての経験が豊富であることを強みとした、相談事業

の実施

- ・障がいのある子ども（気になる子ども）の保育について、言語聴覚士など需要の高い専門職を配置し、その専門性を民間保育所にも提供する機能
- ・就学に向けた取組みの充実
- ・養育支援の一環として、ショートステイのような仕組み

Ⅲ 公立保育所民営化について

1 公立保育所の民営化について

上記Ⅱで述べた現状と課題、役割・機能を確認した後、公立保育所の民営化について検討した。

公立保育所の今後の運営は人員面及び財政面で厳しく、公立保育所の保育の質を維持していくことが困難であると思われる中、公立保育所の機能低下による町全体の保育の質の低下を招かない方策として、多様なサービスの提供等が期待できる公立保育所の民営化は有効である。一方、公立保育所に求められる役割・機能がある以上、公立保育所の存続意義は依然として大きいことから、検討委員会は、現在の公立保育所2か所のうち1か所について民営化することを提言する。

公立保育所の民営化は、できる限り子どもたちや保護者の負担や不安を少なくするとともに、残る公立保育所についての展望を町がはっきりと持ち実施されるべきである。

2 民営化の手法及びスケジュールについて

民営化の手法については、業務委託、指定管理、民間移譲の3点を検討した。

採用する手法については、町行政が選択をすべきものであるが、その選択にあたっては、財政的見地はもとより、中長期的な保育の継続性が確保されるよう留意するとともに、規制緩和による参入主体の多様化を考慮し安定的な保育の実施についても検討する必要がある。

民営化のスケジュールについては、保育実施主体の変更による子どもたちへの影響が最小限となるよう、保育引継計画の策定や引継ぎ保育の実施等に適切な期間を設定する必要がある。また、民営化に対する疑問や不安感を解消していくよう保護者等に迅速かつ正確な情報を伝える機会を設ける等、利用者の視点に立ち進めていくことが重要である。

IV 町の子育て支援サービスについて

公立保育所民営化の検討を進めていく中で、子育て支援サービスについて今後さらに充実を図っていく必要があるものとして、検討委員会の意見を次のとおり整理した。

【町の子育て支援サービスに求めるもの】

- ・子育て支援サービス全般に対する町のビジョンの明確化
- ・病児・病後児保育、休日保育のニーズに対する町内でのサービスの提供
- ・現在認可外である事業所内保育所の認可移行への働きかけ
- ・ベテラン保育士の活用
- ・積極的なスポーツ活動の推進
- ・各々の保育所がそれぞれの特色を出しながら全体的な保育サービスを向上させること。
- ・学童保育室のニーズへの対応
- ・保育所や幼稚園等への送迎が困難である保護者に対する、ファミリー・サポート・センター事業とは別の枠組みによる送迎サービスの提供
- ・子育て支援サービスを行っている施設等に対する地域の防犯・防災情報の共有化

おわりに

人間形成において極めて大切な時期である乳幼児期の子どもたちの保育の実施についてその主体を変更することは、大きな決断を要するものである。

公立保育所民営化により、これを運営する町の課題が一定程度解消されると思われるが、残る公立保育所の機能強化や町の子育て支援サービスの充実等、町の子育て支援サービス全体の質の向上につながることを期待し、検討委員会からの提言とする。

三芳町公立保育所民営化検討委員会 名簿

委員
河津 英彦（淑徳大学 教授）
河崎 絹江（あずさ保育園園長）
三ツ木 紀夫（桑の実三芳保育園園長）
長棹 玄恵（三芳元氣保育園園長）
伊藤 和江（第2保育所所長）
茂木 洋子（第3保育所所長）
草間 沙織（民間保育園保護者代表）
宮木 真里（公立保育所保護者代表）
駒村 こずえ（三芳町子ども・子育て審議会会長）
寺崎 晃（公募）
逢野 きよみ（公募）

以上11名 敬称略

会議次第及び資料

第1回三芳町公立保育所民営化検討委員会 次第

日 時 平成28年5月25日（水）
午後2時より

会 場 三芳町役場3階 301会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員長等選出
- 5 委員長挨拶
- 6 検討事項
 - (1) 町内の保育サービスの現状と課題

 - (2) 保育所のありかたについて
- 7 その他
- 8 閉会

[資料]

- 資料1 本検討委員会の趣旨と会議の流れ
- 資料2 子ども・子育て支援新制度の概要
- 資料3 町内の保育所等施設一覧
- 資料4 町内の保育所以外の子育て関連施設
- 資料5 年少人口と保育所入所申込者数の推移
- 資料6 保育所に係る補助制度の変遷
- 資料7 三芳町子育てガイドブック（冊子）

本検討委員会の趣旨と会議の流れ

検討委員会設置趣旨

三芳町では、町内の保育サービスの維持・向上を基本とし、公立保育所2か所の運営や民間保育施設の誘致などを行ってきました。また、社会情勢の変化や核家族化の進行により、地域のつながりが弱くなりつつある状況の中、子育て支援の必要性はますます高まっており、子育て支援施策には創意工夫が必要不可欠となっています。

一方、町を取り巻く財政状況は厳しさを増しており、限られた予算の中で多様化する保育や子育て支援ニーズに対応していくためには、様々な方策を検討し、その方策が時代の変化に柔軟に対応できるものであればそれを取り入れていくことが、将来の宝である子どもたちのためには必要です。

そのため、今後の町の保育と子育て支援のあり方、また、公立保育所を民営化とした場合の方策や課題について検討し、その結果を町長に対する提言書として取りまとめることが、本検討委員会の設置目的です。

いただいた提言は、行政として真摯に受け止めるとともにこれを活用させていただきます。

今後の会議の流れ（案）

第1回 町内の保育サービスの現状と課題
保育所のありかたについての検討

第2回 三芳町の現状と保育の展望

第3回 保育所の民営化について

第4回 子育て支援のあり方と公立保育所の役割
提言書の内容について

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

・妊婦健診

・実費徴収に係る補足給付を行う事業

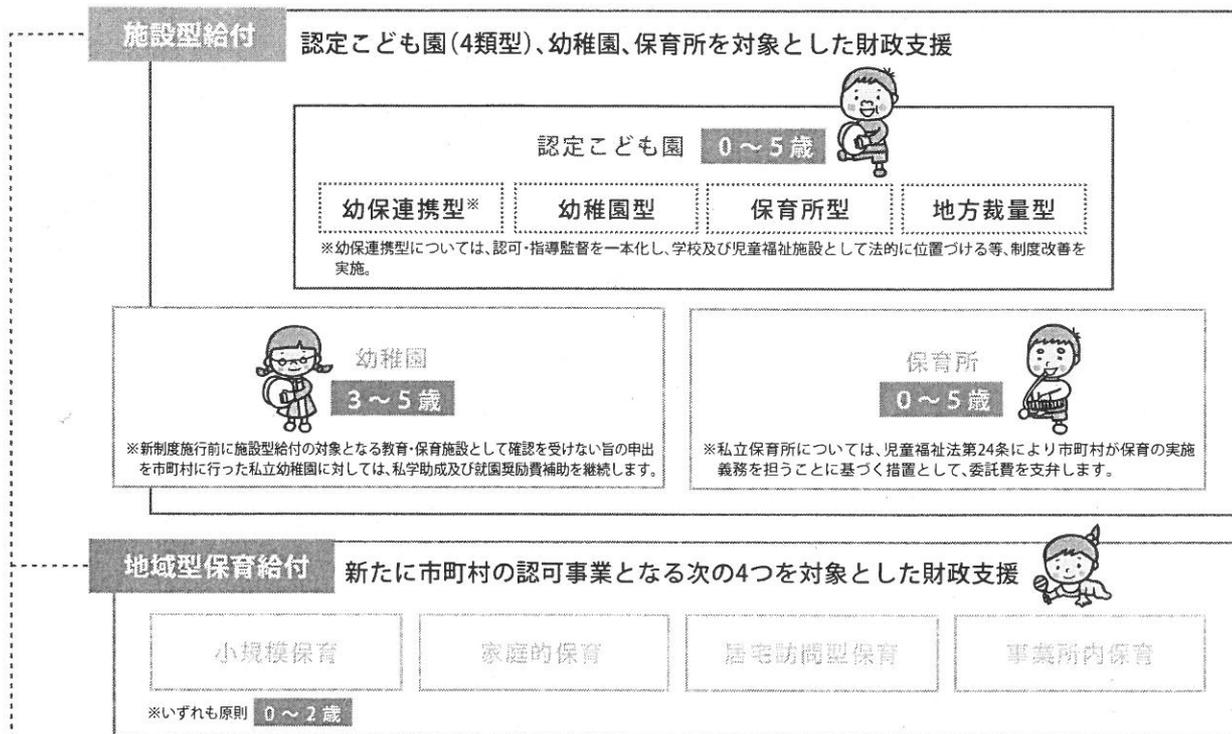
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【一部新規】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たったの相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業【一部新規】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業【一部新規】

保育認定を受けた子どもについても、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【一部新規】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【一部新規】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

三芳町保育所等施設一覧表

種類	名称	設置者及び運営	所在地	定員	施設等	開所(園)時間	受入月数	延長保育	一時預かり	子育て相談
保育所	三芳町立第二保育所	三芳町	藤久保910番地3	90名	昭和54年4月1日開設 敷地面積1,376.52㎡ 電話258-6858	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00	生後7ヶ月目から	○	-	○
	三芳町立第三保育所		竹間沢566番地1	140名	昭和56年4月1日開設 敷地面積2,651.71㎡ 電話258-9961	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00	生後7ヶ月目から	○	-	○
	桑の実三芳保育園	社会福祉法人 桑の実会	藤久保855番地90	90名	平成20年4月1日開設 敷地面積702.41㎡ 木造2階建て 電話257-1051 FAX257-1052	平日 7:00~20:00 土曜日 7:00~18:00	生後7ヶ月目から	○	○	○
	あずさ保育園	社会福祉法人 杏樹会	藤久保357番地7	140名	平成23年4月1日開設 敷地面積2,413.57㎡ 木造平屋建(一部2階建) 電話274-1300 FAX274-1311	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00	生後9週目から	○	○	-
	三芳元氣保育園	社会福祉法人 埼玉現成会	藤久保3851番地	120名	平成25年4月1日開設 敷地面積1,541.13㎡ 木造平屋建(一部2階建) 電話:257-1101 FAX:257-1103	平日 7:00~20:00 土曜日 7:00~18:00	生後90日目から	○	○	○
	※小規模保育施設	ベビールーム つくしこ	設置者 小山 邦子	みよし台7番地9 シヤルルみずほ101号	15名	平成15年4月1日開設 保育面積53.4㎡ 電話 049-274-2945	平日 7:00~19:30 土曜日 7:00~19:30	生後3ヵ月目から 2歳児まで	○	-
保育ルーム げんき三芳園		設置者 倉方 一男	藤久保539番地6	19名	平成24年7月2日開設 敷地面積74.06㎡ 鉄骨造 3階建 電話 049-274-1303 FAX 049-274-1304	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00	生後2ヶ月~2歳児	○	○	-
すくすく保育園		設置者 倉方 一男	藤久保802番地5	13名	平成26年11月1日開設 敷地面積52.99㎡ 電話.FAX 049-257-5711	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00	生後57日目以降から 2歳児まで	○	-	-

※小規模保育施設…原則、0歳~2歳の子どもを対象に、6人から19人までの比較的小規模な定員で保育を行う施設

三芳町認可外保育施設等一覧表

事業所内保育施設

名称	設置者	所在地	定員	開所(園)時間
医療法人財団明理会 埼玉セントラル病院	医療法人財団明理会	上富2177番地	30名	24時間
イムス三芳総合病院保育室	医療法人財団明芳会 イムス三芳総合病院	藤久保974番地3	30名	24時間
医療法人社団草芳会 三芳野病院 すみれ保育園	医療法人社団草芳会 三芳野病院	北永井890番地6	20名	24時間
埼玉西ヤクルト販売株式会社	埼玉西ヤクルト販売 (株)	竹間沢597番地1	20名	8:40~15:00
株式会社出版産業 社内託児室 にこにこルーム	(株)出版産業	上富991番地7	10名	8:30~16:30

家庭保育室、ベビーホテル、居宅訪問型保育施設その他の認可外施設として、町に届け出ているものではありません。

名称	三芳町立第二保育所		開設年月日	昭和54年4月1日
所在地	三芳町大字藤久保910番地3			
定員 合計90名	0歳児	6名	3歳児	17名
	1歳児	8名	4歳児	20名
	2歳児	15名	5歳児	24名
施設概要 敷地面積:1,376.52㎡ 鉄骨造 2階建て 保育室:0歳児 1室、1歳児 1室、2歳児 1室、3歳児 1室、4歳児 1室、5歳児 1室 その他:調理室、ホール等				
開所時間	平日	7:00~19:00	受入月数	生後7か月目から
	土曜日	7:00~18:00		
延長保育				○
平日 7:00~ 8:30、16:30~19:00 土曜日 7:00~ 8:30、16:30~18:00				
一時預かり				-
子育て相談				○
月曜日から金曜日:随時受付				
保育目標等 【保育目標】 1. 基本的な生活習慣を身につける。 2. 健康な心と体を育てる。 3. 人との関わりを通して、社会性や仲間意識を養う。 4. 豊かな感性や表現する力、創造性をはぐくむ。				
主な年間行事(予定) 入所式、こどもの日、子供フェスティバル参加、遠足、七夕まつり、夏まつり、運動会、年長児交流会、カレー作り、焼き芋、お店屋さんごっこ、クッキー作り、お楽しみ会、豆まき、保育発表会、ひな祭り、年長児お別れ遠足、修了式、保育参加、避難訓練、お誕生日会その他各検診				

名称	三芳町立第三保育所		開設年月日	昭和56年4月1日
所在地	三芳町大字竹間沢566番地1			
定員	0歳児	12名	3歳児	28名
合計140名	1歳児	20名	4歳児	28名
	2歳児	24名	5歳児	28名
施設概要 敷地面積:2,651.71㎡ 鉄骨造 2階建て 保育室:0歳児 2室、1歳児 2室、2歳児 2室、3歳児 2室、4歳児 1室、5歳児 1室 その他:調理室、ホール等				
開所時間	平日	7:00~19:00	受入月数	生後7か月目から
	土曜日	7:00~18:00		
延長保育				○
平日 7:00~ 8:30、16:30~19:00 土曜日 7:00~ 8:30、16:30~18:00				
一時預かり				-
子育て相談				○
月曜日から金曜日:随時受付				
保育目標等 【保育目標】 1. 基本的な生活習慣を身につける。 2. 健康な心と体を育てる。 3. 人との関わりを通して、社会性や仲間意識を養う。 4. 豊かな感性や表現する力、創造性をはぐくむ。				
主な年間行事(予定) 入所式、こどもの日、子供フェスティバル参加、遠足、七夕まつり、夏まつり、運動会、年長児交流会、カレー作り、焼き芋、お店屋さんごっこ、クッキー作り、お楽しみ会、豆まき、保育発表会、ひな祭り、年長児お別れ遠足、修了式、保育参加、避難訓練、お誕生日会その他各検診				

名称	あずさ保育園		開設年月日	平成23年4月1日
所在地	三芳町大字藤久保357番地7			
定員	0歳児	18名	3歳児	24名
合計140名	1歳児	20名	4歳児	27名
	2歳児	24名	5歳児	27名
施設概要 敷地面積:2,413.57㎡ 木造平屋建(一部2階建) 保育室:0歳児 2室、1歳児 2室、2歳児 2室、3歳児 2室、4歳児 1室、5歳児 1室 その他:調理室、遊戯室/食堂等				
開園時間	平日	7:00~19:00	受入月数	生後9週目から
	土曜日	7:00~18:00		
延長保育				○
対象年齢:1歳以上 平日 7:00~8:30、16:30~19:00 土曜日 7:00~8:30、12:30~18:00				
一時預かり				○
利用方法:登録制での事前予約 利用時間:基本時間 平日 8:30~16:30 延長時間 平日 16:30~17:00				
子育て相談				-
保育目標等 【保育目標】 『いっぱいあそんで元気に育とう』 【目指す子ども像】 ◎ 豊かな感性と好奇心を持っている子 ◎ 生きる力を持っている子 ◎ 社会の中で生活する力を身につけている子				
主な年間行事(予定) 入園おめでとう会、こどもの日、親子で遊ぼう(保育参加・参観)七夕祭り、プール開き、プール閉め、夏祭り、お泊まり保育、お月見、給食試食会、運動会、遠足、懇談会、ごっこ遊び、餅つき、クリスマス会、新年集会、豆まき、生活発表会、お別れ遠足、お別れ会、卒園式、その他各検診				

名称	桑の実三芳保育園		開設年月日	平成20年4月1日
所在地	三芳町大字藤久保855番地90			
定員	0歳児	8名	3歳児	18名
合計90名	1歳児	12名	4歳児	18名
	2歳児	16名	5歳児	18名
施設概要 敷地面積:1,376.52㎡ 鉄骨RC 2階建て 保育室:0歳児 1室、1歳児 1室、2歳児 1室、3歳児 1室、4歳児 1室、5歳児 1室 その他:調理室、乳児室等				
開所時間	平日	7:00~20:00	受入月数	生後7か月目から
	土曜日	7:00~18:00		
延長保育				○
平日 7:00~8:30、16:30~20:00(ただし、0歳児は19:00までの保育) 土曜日 7:00~8:30、12:30~18:00(ただし、0歳児は17:30までの保育)				
一時預かり				○
生後7ヶ月から 月曜から金曜日(土日・祝・祭日はお休み) 基本時間 8:30~16:30 延長時間16:30~17:00				
子育て相談				○
「子育て広場」 9:30~14:30 「子育て相談」 9:30~16:30				
保育目標等 【理念】 その子らしさとその人らしさ 【保育目標】 ☆その子らしさを大切に育てる。 ☆丈夫な身体をつくる。 ☆自分でやろうとする気持ちを大切にし、基本的な生活習慣の自立を養う。 ☆のびのびと意欲的に遊ぶ。 ☆いろいろな体験を通し、豊かな感性、豊かな心を育む。				
主な年間行事(予定) 入園式、親子遠足、こどもの日集会、七夕集会、プール開き、夕涼み会、お泊まり保育、運動会、芋掘り、映画会、芋煮会、人形劇鑑賞、クリスマス会、お正月遊び集会、豆まき集会、生活発表会、ひな祭り集会、お別れ遠足、卒園式、お別れ会、その他各検診				

名称	三芳元氣保育園		開設年月日	平成25年4月1日
所在地	三芳町大字藤久保3851番地			
定員 合計120名	0歳児	12名	3歳児	23名
	1歳児	18名	4歳児	23名
	2歳児	21名	5歳児	23名
施設概要 敷地面積1,541.13㎡ 木造平屋建(一部2階建) 保育室:0歳児 1室、1歳児 1室、2歳児 1室、3歳児 1室、4歳児 1室、5歳児 1室 その他:調理室、一時保育室等				
開所時間	平日	7:00~20:00	受入月数	生後90日目から
	土曜日	7:00~18:00		
延長保育				○
平日 7:00~8:30、16:30~20:00 土曜日 7:00~8:30、12:30~18:00				
一時預かり				-
平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:30				
子育て相談				○
平日 9:00~16:00				
保育目標等 【保育目標】 ・乳幼児の心身の健全な発達を図り、人格的基盤を養う。 ・良い生活習慣(躰)と正しい社会的態度を育成する。 ・自然に触れ、興味や関心を持たせるようにする。 ・表現活動を通して創造力を豊かにする。 ・聞き上手、話し上手、正しい言葉遣いを身に付けさせる。 ・年齢に応じた指導を行う。 ・集団生活を通して協調性を養い、好奇心旺盛で物事に対して意欲的に取り組めるように育てる。 ・状況に応じた多様な保育を行う。				
主な年間行事(予定) 入園式、お誕生日会、保育参観、七夕会、プール開き、夏祭り(グループ全体)、運動会、秋の親子遠足、ハロウィンパーティー、お遊戯発表会、クリスマス会、お餅つき、節分の会、ひな祭り、その他、身体測定・検診・避難訓練				

名称	ベビールーム つくしっこ		開設年月日	平成15年4月1日
所在地	三芳町みよし台7番地9 シャルルみずほ101号			
定員	0歳児	3名	2歳児	6名
合計15名	1歳児	6名		
施設概要	保育面積:53.4㎡ 保育室 1室、乳児室、調理室等		連携施設	銀の鈴幼稚園
開所時間	平日	7:00~19:30	受入月数	生後3か月目から 2歳児まで
	土曜日	7:00~19:30		
延長保育				○
平日 7:00~8:30、16:30~19:30 土曜日 7:00~8:30、16:30~19:30				
一時預かり				○
平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00				
保育目標等				
【保育目標】 ・温かい雰囲気の中で、個人の成長を尊重した保育を目指す。 ・基本的な生活習慣を整える。 ・つくしっこfarmの活動を通して、植物・野菜を育てる喜びを育む。				
主な年間行事(予定)				
お誕生日会、七夕、水遊び、クリスマス会、豆まき				

名称	保育ルーム げんき三芳園		開設年月日	平成24年7月2日
所在地	三芳町藤久保539番地6			
定員	0歳児	3名	2歳児	8名
合計19名	1歳児	8名		
施設概要	保育面積:66.06㎡ 保育室 1室、乳児室、調理室等		連携施設	銀の鈴幼稚園
開所時間	平日	7:00~19:00	受入月数	生後2か月から 2歳児まで
	土曜日	7:00~19:00		
延長保育				○
平日 7:00~7:30、18:30~19:00 土曜日 7:00~7:30、18:30~19:00				
一時預かり				-
保育目標等				
【理念】 ・子どもの真っ直ぐな心を大切に子どもの視点から接します。 ・子どもの可能性を大切に子ども自身の力で開花させていく保育を目指します。				
主な年間行事(予定)				
【年間行事】 春…お花見、遠足 夏…七夕、水遊び 秋…ミニ運動会、遠足、ハロウィンパーティー、焼き芋おやつ会 冬…クリスマス会、お正月あそび、豆まき、ひなまつり 【毎月の行事】お誕生日会、身体測定、避難訓練 その他、【農園行事、収穫】あり				

小規模保育施設

名称	すくすく保育園		開設年月日	平成26年11月1日
所在地	三芳町大字藤久保802番地5			
定員 合計13名	0歳児	3名	2歳児	5名
	1歳児	5名		
施設概要	保育面積:43.06㎡ 保育室 1室、乳児室、調理室等		連携施設	銀の鈴幼稚園
開所時間	平日	7:00~19:00	受入月数	生後57日から 2歳児まで
	土曜日	7:00~19:00		
延長保育				○
平日 7:00~7:30、18:30~19:00 土曜日 7:00~7:30、18:30~19:00				
一時預かり				-
保育目標等				
【園目標】 ・みんな仲良くすくすく育つ園。				
【保育目標】 ・笑顔を持って。 ・勇気を持って。 ・優しさを持って。				
主な年間行事(予定)				
お誕生日会、七夕、水遊び、クリスマス会、豆まき				

○町内の保育所以外の子育て関連施設

★児童館★

子どものための遊びの拠点、地域の居場所として、さまざまな年齢の子どもが自由に遊ぶことのできる施設。公立施設として、藤久保、北永井、竹間沢にそれぞれ1館の計3館。

【場所】

北永井児童館（北永井803番地4）

藤久保児童館（藤久保222番地7）

竹間沢児童館（竹間沢555番地1）

【対象者】

0歳から18歳までの子ども（未就学児は保護者同伴）

【事業内容】

午前中は未就学児を対象とした活動を行っており、月2回程度各児童館で「あそびのへや」という乳幼児親子の集団活動等を実施。

【開館日・開館時間】

火曜日～土曜日（祝日・休日・年末年始を除く。）の10時～17時

【利用方法、利用料金】

入館時に来館者名簿に氏名を記入。原則無料。

【利用実績】

平成27年度の実績（延べ人数）

	合計	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大人
北永井	19,530	2,573	13,193	620	57	3,087
藤久保	20,101	4,225	10,625	769	158	4,324
竹間沢	21,950	3,873	12,057	1,584	93	4,343

★子育て支援センター★

子育て経験者や保育士等が常駐し、保護者が安全に子どもを遊ばせたり、他の利用者と知り合いになれるよう支援したりするほか、子育てに関する相談等、子育てに関する様々な支援活動を実施する施設。公立で1か所、私立保育園（桑の実三芳保育園、三芳元氣保育園）内に2か所設置。

三芳町立子育て支援センター（藤久保222番地20）の平成27年度延べ利用者数
10,002名（事業等参加 9,567名、子育て相談 425名）

○町内の保育所以外の子育て関連施設

★学童保育室★

保護者の就労等の都合により、放課後に帰宅しても適切な保育が受けられない小学生を対象に保育を実施する施設。三芳町では、公設公営の運営。

【学童保育室所在】

学童保育室名	所在
藤久保第1学童保育室	藤久保小学校内
藤久保第2学童保育室	
唐沢学童保育室	唐沢小学校内
北永井学童保育室	三芳小学校内
竹間沢第1学童保育室	竹間沢小学校内
竹間沢第2学童保育室	
上富学童保育室	上富小学校内

【保育実施時間】

平日 下校時～18時30分

土曜日 8時～16時（申込制）

※小学校の夏休み・冬休み・春休み期間は、8時～18時30分

【利用方法、利用料金】

町こども支援課に入室申込みの上、利用承認。

利用料は、月額7,000円。

【利用実績】

平成28年4月利用者数（全学童計）： 355名

★ファミリー・サポートセンター★

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（援助会員）の会員登録を行い、提供会員が依頼会員に対して育児の手助けを行うためのコーディネートを行う施設。

【依頼会員資格と登録者数】

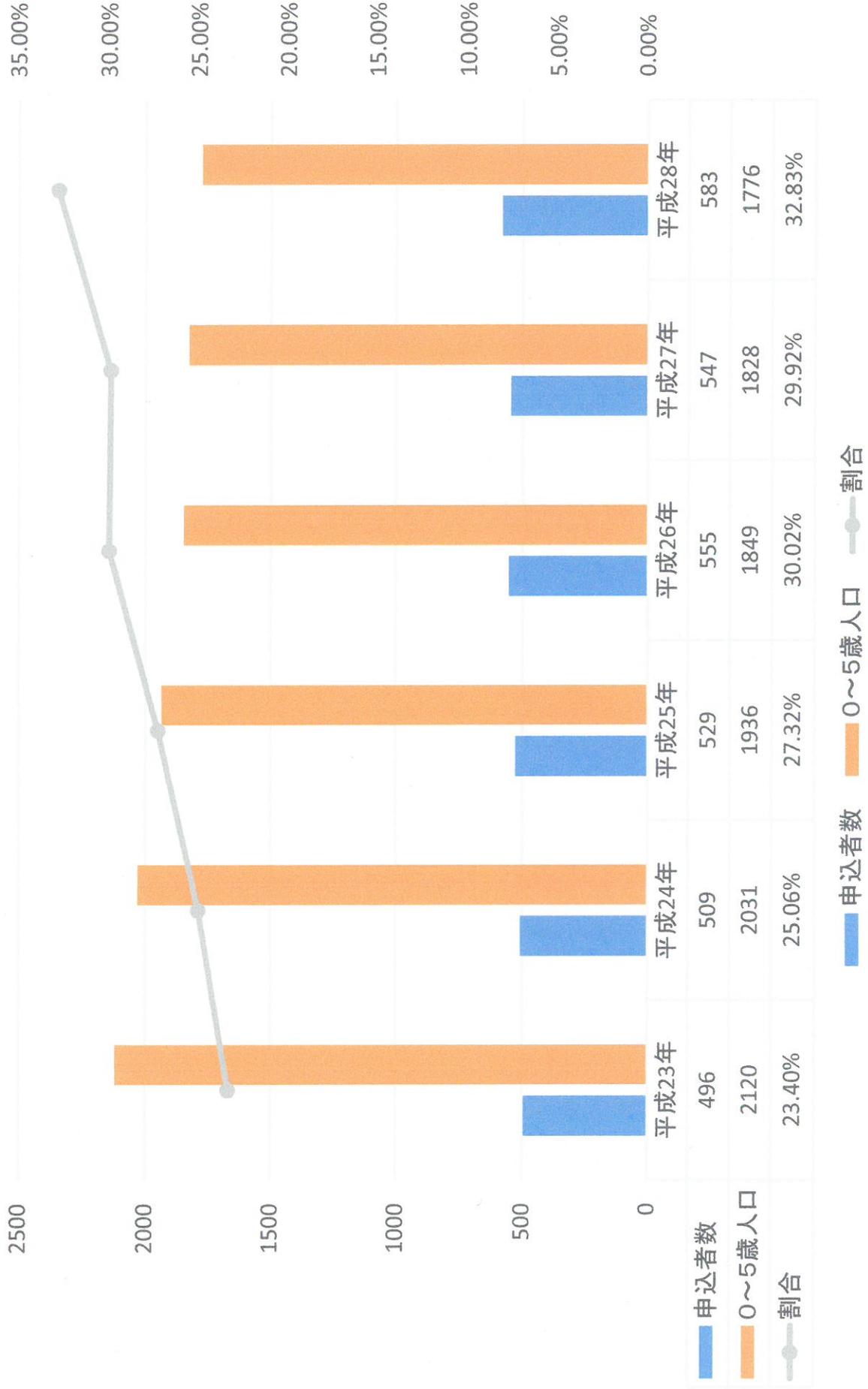
生後6か月から小学校修了まで子どもの保護者（登録者数 333名）

【提供会員資格と登録者数】

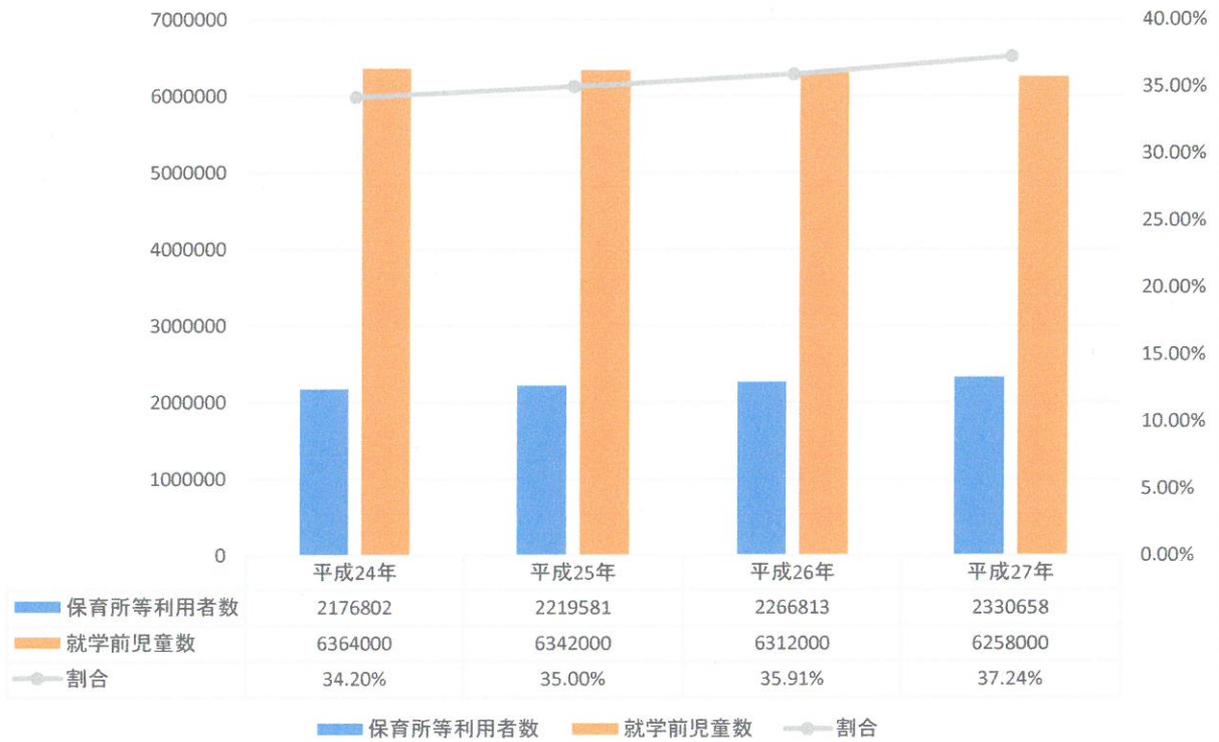
心身ともに健康な20歳以上で、子育てに理解があり、センターの実施する講習会を受講した人（登録者数 117名）

※依頼会員と提供会員の両方を登録することも可能。（登録者数 96名）

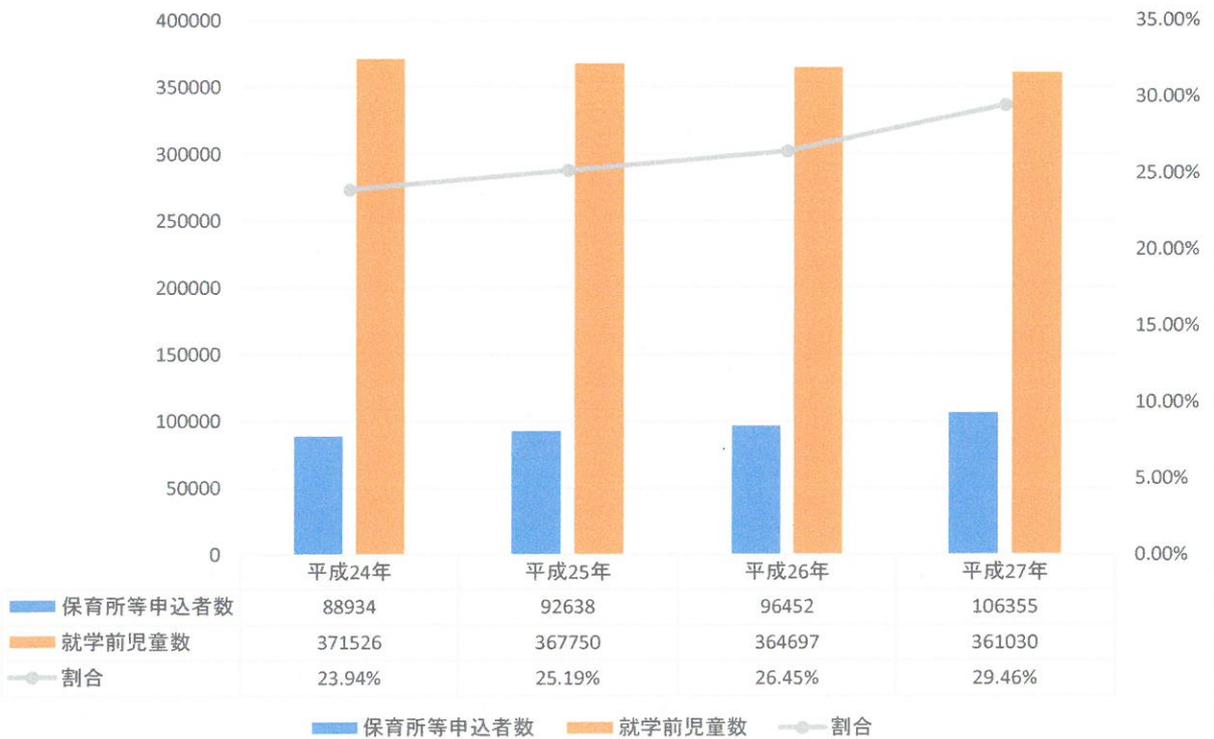
0～5歳人口と保育所申込者数(三芳町)



就学前児童数と保育所利用者数(全国)



就学前児童数と保育所申込者数(埼玉県)

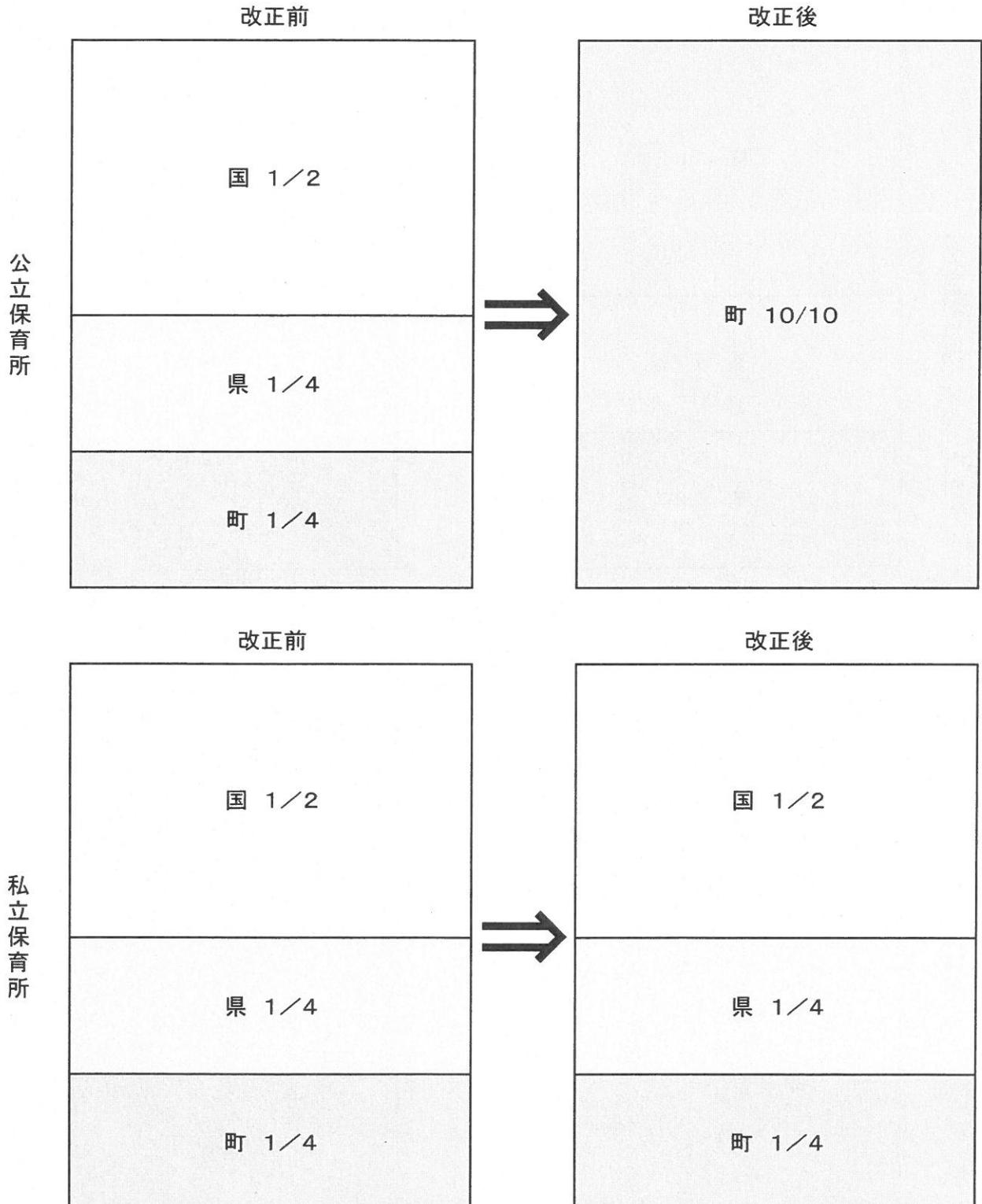


保育所等運営費の国・地方の負担(補助)割合

○三位一体の行財政改革により平成16年度から改正

いわゆる補助金の一般財源化が実施された。

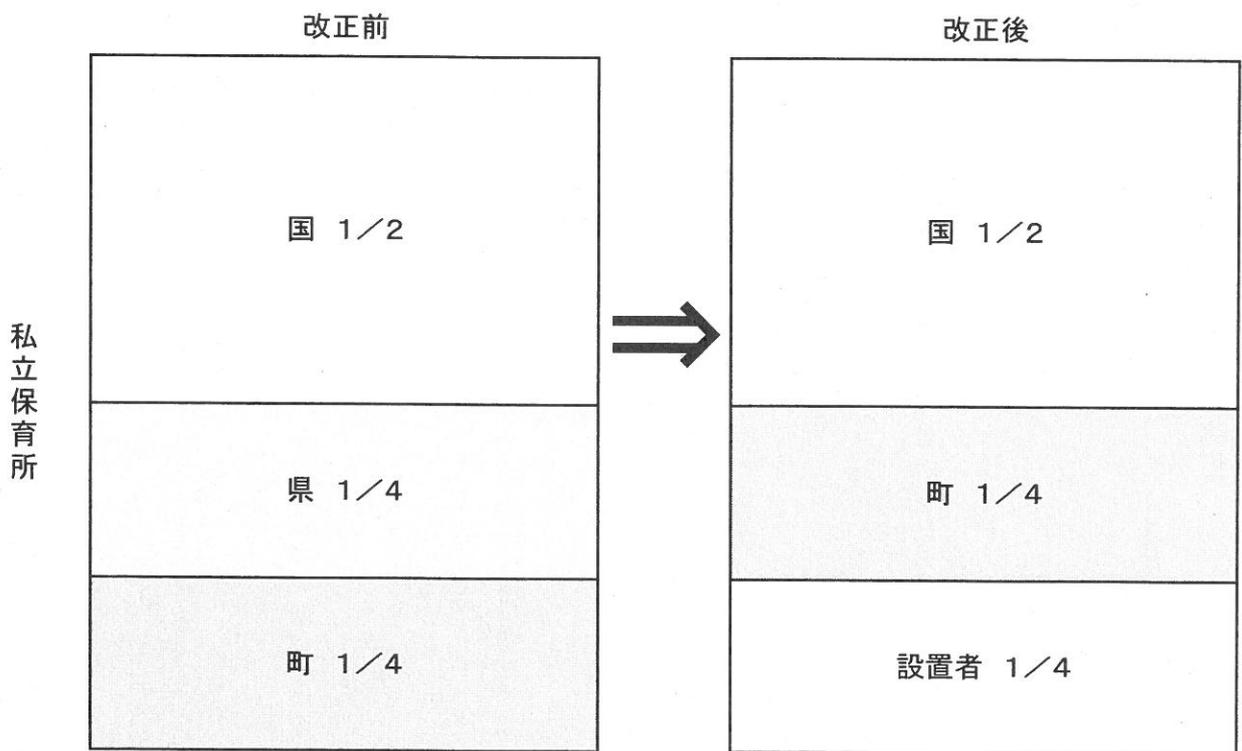
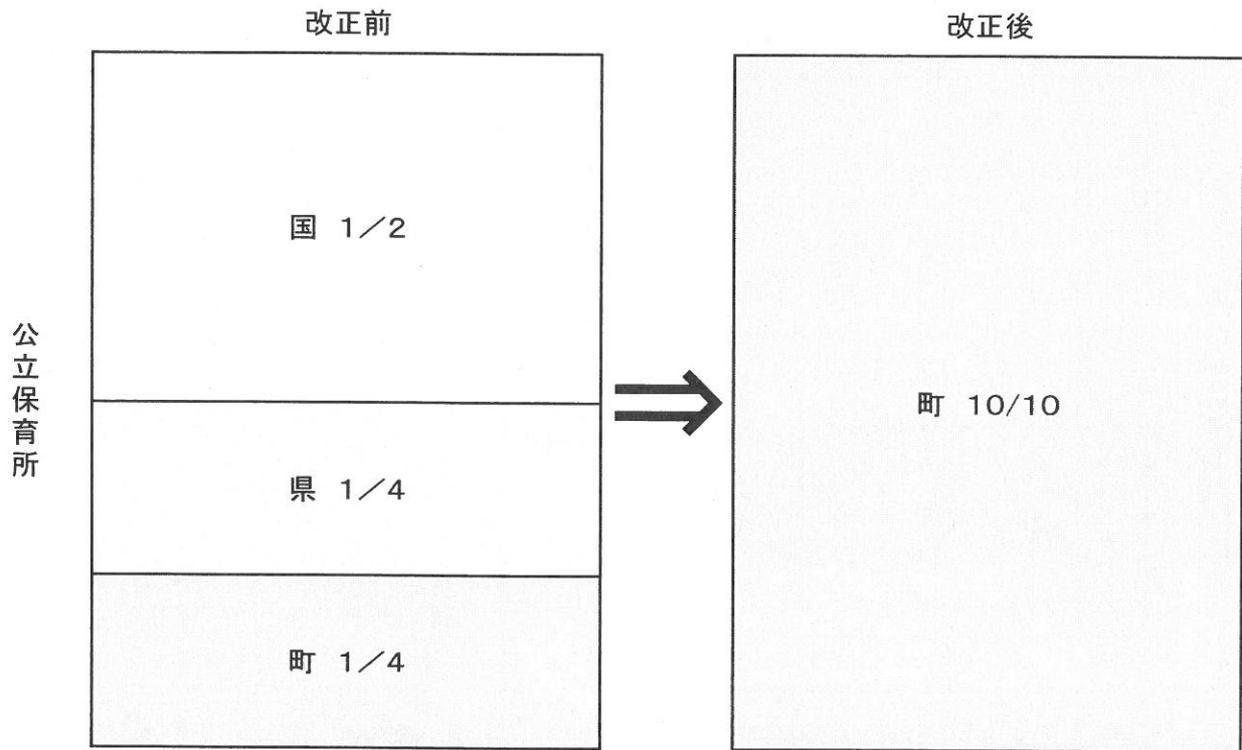
一般財源化とは…用途を指定する補助金を廃止し、その地方負担について用途を指定しない一般財源として、「税源移譲」、「交付税措置」により財政的に措置すること。



(※) 1号認定の給付に係る国、地方の負担については、経過措置有。

保育所等施設整備費の国・地方の負担(補助)割合

○三位一体の行財政改革により平成17年度から改正国の補助金基礎額に対する補助制度。平成17年度から一般財源化。



※ 保育所新設の場合(平成27年度)

第2回三芳町公立保育所民営化検討委員会 次第

日 時 平成28年7月5日(火)
午前10時より

会 場 三芳町総合体育館3階 会議室1

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 検討事項

(1) 三芳町の現状と保育の展望

- 4 その他
- 5 閉会

[資料]

- 資料1 子ども・子育て支援事業計画【概要版】及び抜粋
- 資料2 公立保育所の抱える課題
- 資料3 三芳町第5次職員定員適正化計画(抜粋)
- 資料4 運営費に対する人件費比率・平均在職(経験)年数・臨時職員比率

三芳町 子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

【主な目的】

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園※」の普及を進めます。

※認定こども園は幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

質を確保しながら、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図ります。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、一時預かり保育、延長保育、学童保育等の充実を図る等、子育てに対する多様な支援を実施します。

新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）



地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 学童保育室事業（放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定区分	対象者		対象施設
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

教育・保育提供区域： 本町では全域をひとつとして町全体で取り組みます。

乳幼児期の教育・保育の整備

三芳町は、計画期間(平成27年度～平成31年度)において、「量の見込み(必要見込量)」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業の内容	平成31年度(計画終了年度)	
		必要見込量	確保量
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	(設置箇所数)	
		1箇所	1箇所
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業	(延べ利用親子数)	
		11,000人	11,000人
③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	(延べ健診回数)	
		4,301人	4,301人
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握する事業	(訪問乳児数)	
		253人	253人
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業など	検討	検討
⑥子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の理由により、児童養護施設等において必要な保護を行う事業	検討	検討
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際に利用する事業	(年間活動件数・人数)	
		3,100人	3,100人
⑧一時預かり事業	乳幼児を幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業	(年間延べ児童数)	
		19,450人	19,450人
		(年間延べ児童数)	
	在園児以外を対象	5,287人	5,287人
⑨延長保育	保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業	(利用実人数)	
		248人	248人
⑩病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	(利用の延べ人数)	
		20人	20人
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	(定員数)	
		410人	411人



次世代育成支援行動計画

三芳町子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、法定による子ども・子育て支援事業計画を内包した、三芳町次世代育成支援行動計画（子どもに関する総合計画）を策定し、新制度の円滑な導入とその後の運営に向け、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりを進めます。

基本理念	みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち
-------------	------------------------------

基本目標	施策の方向
基本目標1 地域で子育て支援をするために	(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実
	(3) 子育て支援のネットワークづくり
	(4) 子育て家庭への経済的支援の充実
	(5) 児童虐待防止対策の充実
	(6) ひとり親家庭への支援の充実
	(7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
基本目標2 子どもと親の健康のために	(1) 子どもや親の健康の確保
	(2) 食育の推進
	(3) 思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
基本目標3 子どもの健やかな成長のために	(1) 子どもの人権の擁護
	(2) 次代の親の育成
	(3) 教育環境の充実
	(4) 家庭の教育力の向上
	(5) 地域活動の充実
	(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 仕事と子育ての両立のために	(1) 保育サービスの充実
	(2) 多様な働き方のできる環境の整備
	(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
基本目標5 子どもが安心・安全な生活ができるために	(1) 安全な都市環境の整備
	(2) 安心して外出できる環境の整備
	(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



第6章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭等
2号認定	3～5歳	幼稚園（就労している）	共働きであるが幼稚園利用希望の家庭
	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	共働き家庭等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所、院内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		46	48	53	54	57
確保の内容	認定こども園・保育所	51	52	54	54	54
	地域型保育事業	(9)	9	9	9	9

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数9人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		246	252	247	246	242
確保の内容	認定こども園・保育所	165	185	207	207	207
	地域型保育事業	(36)	41	41	41	41

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設保育確保人数36人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

③ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■ 量の見込み及び確保の内容

		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		603	327	596	333	571	327
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	897	339	894	339	896	387
	地域型保育事業	-	(6)	-	0	-	0
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		550	323	556	335		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	896	387	896	387		
	地域型保育事業	-	0	-	0		

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数6人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

・財政面での課題

運営費に係る国庫（県）補助金の一般財源化により、施設運営経費については利用者負担金（保育料）及び一般財源^{*1}が財源。

普通交付税^{*2}制度の中では、国庫負担金の一般財源化による影響額について計算を行うように措置されているが、当町は普通交付税の不交付団体であるため、措置された額が歳入として入ってこない。

公立保育所が民間保育園と同様に国庫（県）負担を受けられるとした場合の試算額は、次の表のとおり。

(円)

	補助対象額	国庫負担	県負担
第2保育所	65,676,630	32,838,315	16,419,157
第3保育所	66,055,600	33,027,800	16,513,900

補助対象額は、国の基準による運営経費から国の基準による利用者負担を差し引いた額。

平成27年度の実績による試算値。

また、延長保育の実施など、更なる保育サービス提供を図る際も、公立保育所が実施する場合には運営費に対する負担制度が設けられていないものがあり、一般財源を必要とする。

*1 一般財源

…使い道が限定されない財源のこと。主に住民税、固定資産税等があげられる。

*2 普通交付税の仕組み

普通交付税は、すべての市区町村を標準的な規模に置き換え、行政運営に必要となる経費（需要額）と税等の収入（収入額）を計算し、需要額が収入額を上回る場合に原則としてその差額が交付額となる。

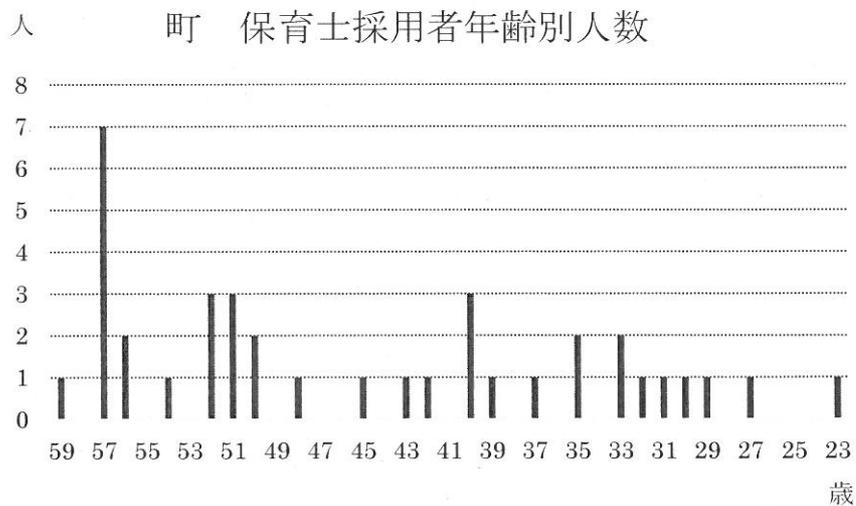
・人材面での課題

平成28年4月現在の公立保育所の人員配置

	正規職員数	臨時職員数	臨時職員比率
第2 保育所	12人 (うち1名は管理栄養士)	17人 (うち有資格者14人)	58.6%
第3 保育所	18人 (うち1名は保健師)	22人 (うち有資格者14人)	55.0%

	保育士有資格者数	有資格者比率
第2 保育所	25人	92.6%
第3 保育所	31人	77.5%

第2保育所建設当時多くの保育士を採用した結果、保育士として採用している38名のうち、平成28年度から平成31年度までに10名が定年により退職をすることとなるが、職員定員適正化計画上、正規職員を増員しサービスの拡大を図ることは困難である。また、保育サービスを維持するため、臨時職員の任用を行い対応しているが、その比率が高いことが課題となっている。



2)今後の定員適正化計画について

進捗状況から再任用職員も計画に入れる必要があると判断し計画の見直しを行います。そこで、採用計画を中心に再任用職員を活用することで新規採用職員とのバランスを図りながら計画の見直しを行います。また、当町の厳しい財政事情から更に効率的で機能的な体制を構築することで組織のスリム化を進めていく必要があり、今後の事業の見直しや委託状況等の見直しを考慮しながら必要職員数を再度検討し、定員管理調査（26.4.1）の類似団体も参考に策定いたします。今回の見直しによる計画については、第5次定員適正化計画の考え方を引き継ぎ、当初の計画より5名減の平成31年度の職員数を270名とする目標といたします。今後も進捗管理を行う上で、行政需要や町の実情を踏まえつつ、行政運営の円滑化に配慮しながら状況に応じた計画の見直しを行っていきます。

●定員適正化計画改訂後の目標職員数

平成26年4月1日の職員数	A	294人
平成31年4月1日の職員数	B	270人
削減目標職員数	C (A-B)	24人
目標削減率	$C/A \times 100$	8.2%

●平成27年度定員管理調査（総務省）による類似団体平均職員数

	類似団体平均職員数
一般行政部門	202
教育部門	40
普通計合計	242

●定員適正化計画《改訂版》

	H26年 (基準)	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
当初計画数	294	293	289	282	279	275
改定計画数	—	—	287.4	283.4	278.7	270.0

※再任用職員 フルタイム勤務：1人 短時間勤務：0.6人又は0.7人

●年度別 職員計画数 (退職・採用)

		H26年 (基準)	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	計
定年前職員数 A		—	278	273	258	253	249	—
退職者数 B		—	16	18	15	10	13	72
採 用 者 数	新規採用者数 C	—	13	0	5	9	6	33
	再任用者数 D	—	11	15	21	17	15	—
	(うちフルタイム) E	—	8	13	19	16	15	—
	(うち短時間) F	—	3	2	2	1	0	—
職員数 G		294	301.0	287.4	283.4	278.7	270.0	—

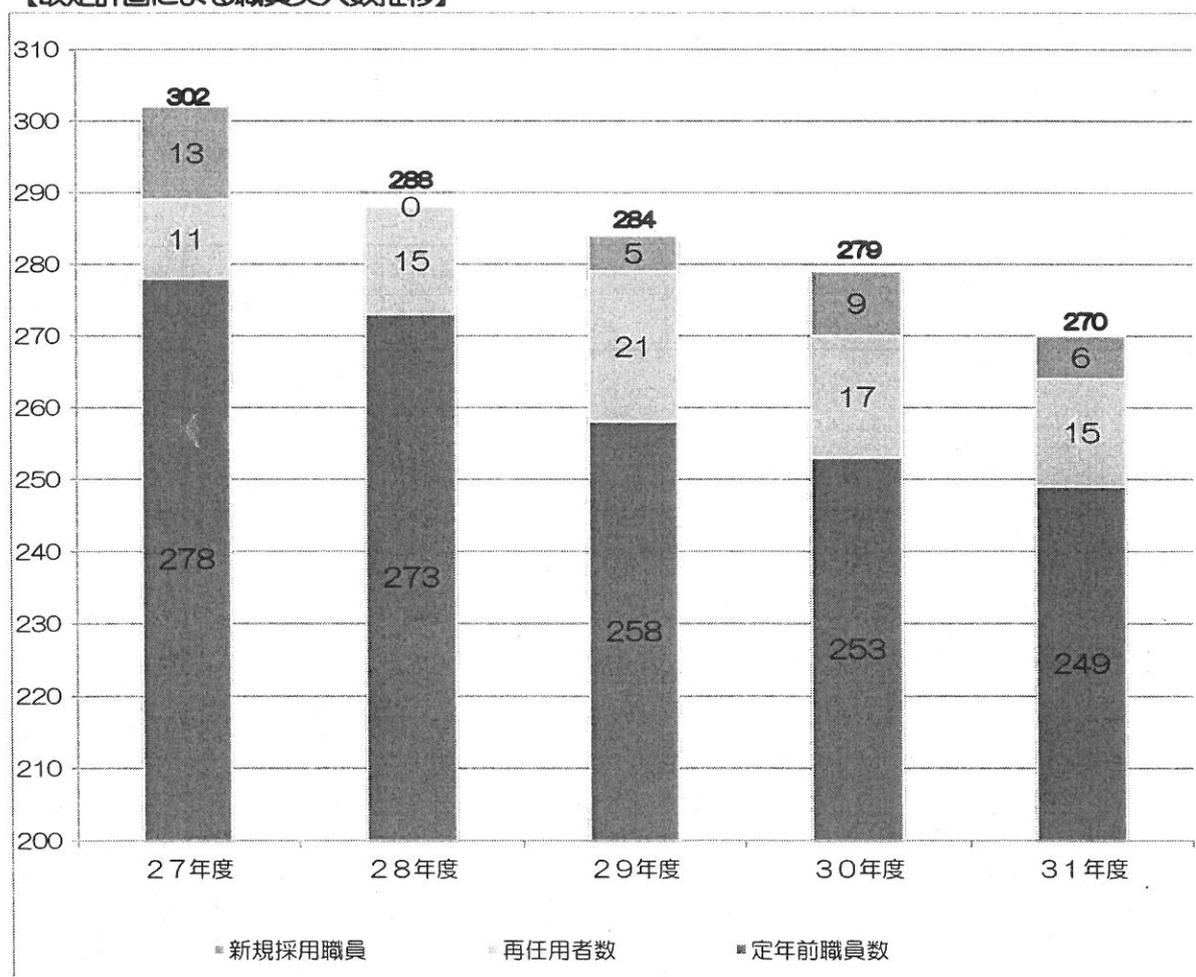
※H26、H27は実数 H28～H31は計画数

※定年前職員数は前年度からの60歳以下の職員

※再任用職員 フルタイム勤務：1人 短時間勤務：0.6人又は0.7人

※ $G=A+C+E+F$ (人数 $\times 0.6$ +人数 $\times 0.7$) A=前年A-B+前年C

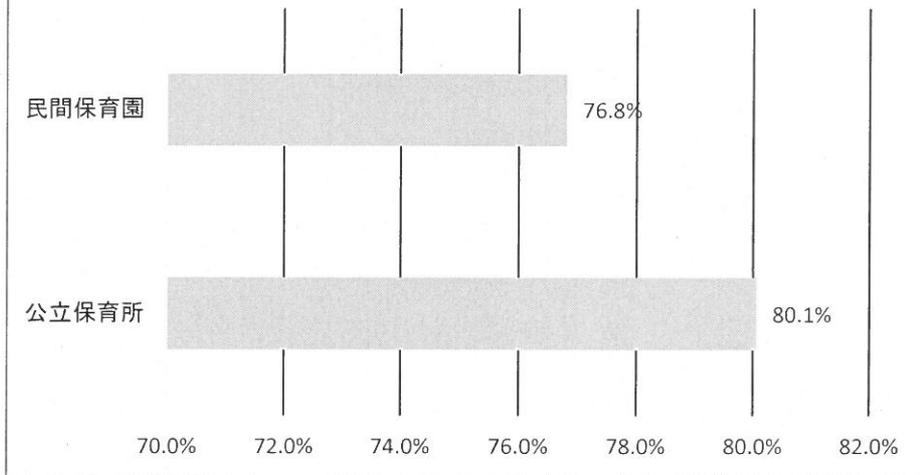
【改定計画による職員実人数推移】



※短時間再任用職員：0.6人又は0.7人を1人として計算

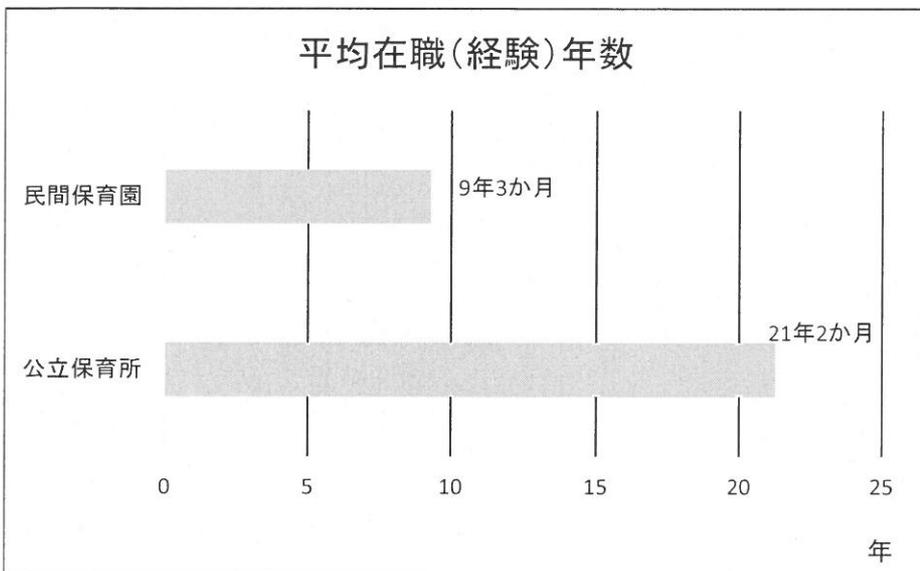
資料4

運営費に対する人件費比率



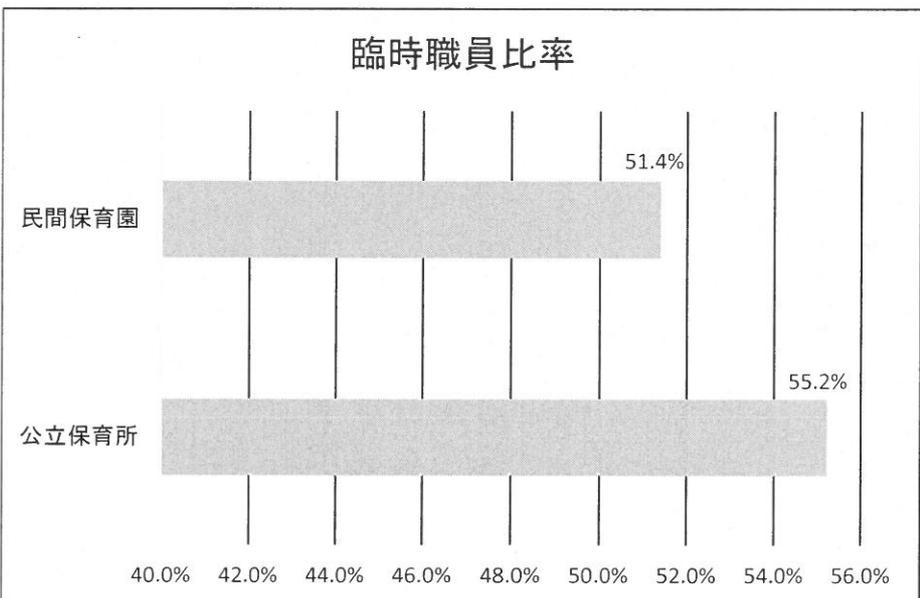
H26決算ベース

平均在職(経験)年数



H27.04.01現在

臨時職員比率



H27.12.01現在

第3回三芳町公立保育所民営化検討委員会 次第

日 時 平成28年8月9日（火）
午後2時より

会 場 三芳町役場3階 301会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 検討事項

(1) 保育所の民営化について

- ・公立保育所に求められる機能、役割
- ・町の子育て支援サービスのあり方について

4 その他

5 閉会

公立保育所 民営化の主な手法

公立保育所の民営化を行う場合、主に以下の2つの手法が検討対象となる。

- ・ 指定管理者制度を活用する方法
- ・ 保育所を民間へ移譲する方法

それぞれの主な特長は次のとおり。

手法	施設所有者	施設修繕	運営に対する町の経費	運営費への国・県負担	継続性
指定管理者制度	町	原則 町	委託料として町が支出	町への交付税算入	指定管理期間が定められる
民間への移譲	移譲先事業者	移譲先事業者	委託料として町が支弁	町を通じ国・県から支弁	期間の定めはないため、事業者が続ける限り継続

第4回三芳町公立保育所民営化検討委員会 次第

日 時 平成28年9月15日(木)

午前10時より

会 場 三芳町役場2階 201会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 検討事項

(1) 保育所の民営化について

(2) 提言書 構成(案)について

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1 保育所が民営化された場合に変わらないこと・変わること

資料2 保育所を民営化する場合のスケジュール

資料3 民営化の手法

資料4 保育所の設置主体について

資料5 提言書 構成(案)

資料 1

保育所が民営化された場合に変わらないこと・変わること

○ 変わらないこと

保育所を運営するにあたり、国が定める事項又は町の条例等により基準として満たさなければならない事項等については、変わらない。

- ・ 保育指針
- ・ 保育士等の配置基準
- ・ 子ども一人当たりの面積要件
- ・ 通常保育料
- ・ 保育認定、利用調整の方法

○ 変わること

保育所を運営する事業者が主体的に決定する事項等については、民営化により変わる可能性がある。

- ・ 保育目標等
- ・ 年間行事の内容
- ・ 開所時間
- ・ 通常保育料以外の費用
例) 準備品、保険に係る費用など

保育所を民営化する場合のスケジュール

平成28年度

検討委員会からの提言



町が保育所民営化について(対象保育所・移行時期等)判断し、政策決定。

平成29年度

事業者選定手続き開始(平成29年12月頃までに手続きを完了。)

保育引継ぎ計画の策定

平成30年度

引継ぎ保育の実施

平成31年4月

運営主体を変更

資料3

民営化の手法

	公設民営		民設民営
	運営委託	指定管理者	
設置主体	町	町	事業者
運営主体	受託先事業者	指定先事業者	事業者
業務の範囲	運営	管理及び運営	管理及び運営
施設管理等	町	指定管理条件により異なる。	事業者
経費の支弁	委託料として町が支出		保育所運営費により支弁
入所事務及び保育料決定、徴収	町		

○各手法について

運営委託…保育業務のみを事業者に委託する手法。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は町が引き続き行う。

委託期間は、原則として3年以内。

指定管理者…あらかじめ指定する指定管理期間において、施設の管理及び運営を任せる手法。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は指定条件により異なるが、基本的に大規模修繕等を町が行う。

指定管理期間は、基本は5年間とし、業務内容等により延長又は短縮できる。

民設民営…土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、保育を実施する手法。国等による経費の支弁がある。施設の管理は、譲渡の場合は事業者が行う。

運営期間等は、土地又は建物を貸与する方式を採った場合に、その契約年数により一定の制限を受ける。

資料4

保育所の設置主体について

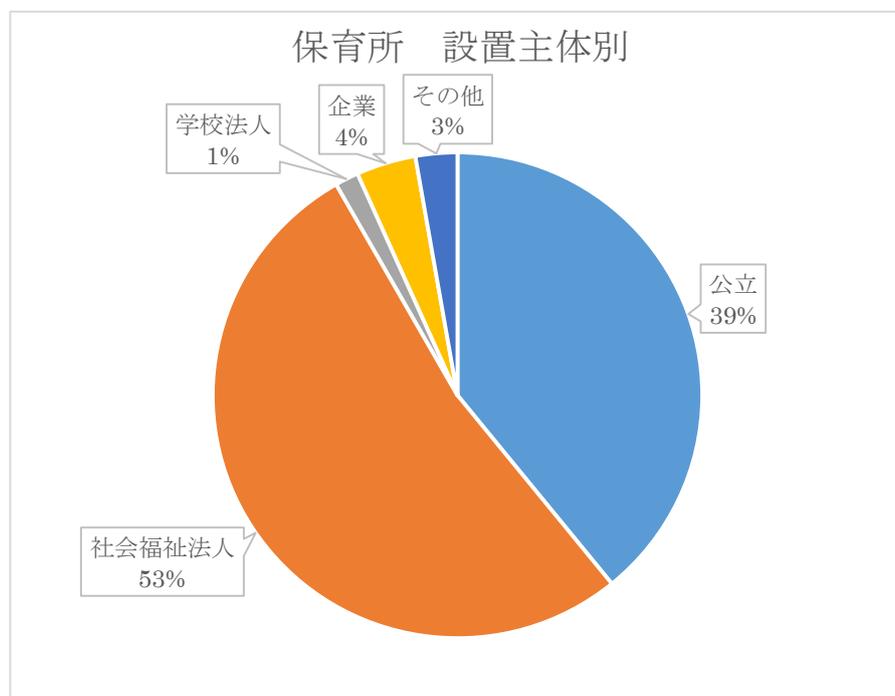
国の規制緩和により、設置主体に対する規制はない。

主な設置主体及び国による補助・負担制度の有無は、以下のとおり。

設置主体	施設整備に関する 国補助制度	施設運営に対する 国負担制度
地方自治体	なし	交付税算入による負担
社会福祉法人	あり	公定価格に基づく運営 費の支弁
学校法人		
企業（株式会社等）	なし	

このほかNPO法人や宗教法人、個人等も設置主体となれる。

厚生労働省の統計によると、平成27年4月の設置主体の内訳は、以下のとおり。



提言書 構成 (案)

はじめに

- 1 検討委員会設置の背景
- 2 検討委員会の基本的な考え方
- 3 検討の経過

第1回会議の際お示しした現状について整理します。

I 町の保育サービスの現状

1 三芳町の保育需要と保育量

内容) 子ども子育て支援事業計画を軸に、保育需要が高止まりにあること。

町内認可保育施設の数、定員数など

2 町の子育て支援サービスの現状

内容) 保育施設以外の子育て支援に係る施設の整理

また、病児・病後児、休日保育等の現状について整理

II 公立保育所の現状と課題、役割等

1 公立保育所の現状と課題

内容) 公立保育所の定員数、職員数

公立保育所の課題整理 (人材面、財政面)

第1回、第2回会議にお示しした現状と課題を整理します。

2 公立保育所の果たす役割・機能について

内容) ご意見を下記のように整理。

「基本的な事項」…現状の維持又は向上の部分

「プラスアルファの機能・役割」…追加したほうがより良い部分

第2回、第3回会議でいただいたご意見を基本として整理します。

III 公立保育所の民営化

第3回、今回の会議でいただいたご意見を基本として整理します。

IV 町の子育て支援サービスの展望

- ・ 町の子育て支援サービスに求めるもの
内容) 町のビジョンの必要性を前提とし、
 - ・ 在宅子育て世帯に対するサービス
 - ・ 保育の担い手
 - ・ 認可外施設の認可移行への取組みなど、いただいた意見を整理します。

第2回、第3回会議でいただいた
ご意見を基本として整理します。

おわりに

第5回三芳町公立保育所民営化検討委員会 次第

日 時 平成28年10月13日（木）

午前10時より

会 場 三芳町役場4階 401会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 検討事項

(1) 提言書（案）とりまとめ

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1 三芳町公立保育所民営化検討委員会提言書（案）